

吉野町新庁舎整備基本構想

令和6年12月

吉野町

目次

1. 新庁舎整備の背景及び経緯	2
2. 新庁舎整備に向けた現役場の現状と課題の整理	3
①現役場の概要	3
②機能別の現況と課題	8
③職員アンケートの整理	12
④継続して、議論すべき内容の整理	13
3. 新庁舎整備の基本理念	14
(1) 体系図	14
(2) 基本コンセプト及び基本方針	15
I. 自然災害から町民・職員の命を守る、災害対策拠点としての庁舎	15
①公助が機能する庁舎	15
②現役場の課題から求められる理想的な災害対策拠点	15
③職員への配慮	16
II. 効率的な行政サービスを推進し、町民のニーズに応え、町の活性化を支える庁舎	17
①あらゆる世代がデジタルの恩恵を受けられるサービスの整備	17
②役場職員の職場環境の改善	17
③行政サービスの再考	18
III. これからの吉野町全体の持続可能なまちづくり拠点となる庁舎	19
①地域活性化に向けた取り組み	19
②新たな価値を創造する取り組み	20
③新庁舎ができるまでの取り組み	20
4. 新庁舎の整備候補地の絞り込み	21
(1) 候補地の絞り込み	21
(2) 各候補地の概要	22
①旧吉野北小学校跡地	22
②上市地区（現役場跡地+吉野町中央公民館）	24
5. 整備予算	26
6. 新庁舎の整備方針と機能	28
(1) 新庁舎に移転すべき業務	28
(2) 現在の庁舎（分庁舎）に残すべき業務	28
(3) 上市地区に置くべき業務・機能	28
(4) 新たに必要な機能等	29
(5) 新庁舎への移転に伴う住民サービスの維持・向上	29
7. まとめ	30

1. 新庁舎整備の背景及び経緯

平成 22 年度に現吉野町役場(以下、現役場)の耐震診断を実施した結果、コンクリート強度の不足が指摘され、災害時の業務継続等に支障をきたす可能性があることから、対策として、早急な新庁舎の整備に向けた検討が求められました。

その後、以下のとおり検討が進められ、令和 6 年 8 月 2 日、吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会より、「吉野町新庁舎整備等基本構想案」として、答申が出されました。

同答申を踏まえ、庁内に「新庁舎整備検討プロジェクト会議」を立ち上げ、答申内容を尊重しつつ、吉野町としての基本構想の検討を進め、今回「吉野町新庁舎整備基本構想」として取りまとめました。

令和 4 年 8 月 24 日	総務文教厚生委員会にて、「新庁舎整備場所選定等」について説明
令和 4 年 9 月 7 日	総務文教厚生委員会では、現役場・旧吉野小学校・旧吉野北小学校・吉野町中央公民館を利用する 8 案で、安全性、経済性、アクセス性・利便性、計画性の項目で検討した結果、旧吉野北小学校跡地を庁舎の移転候補地とすることを提案
令和 4 年 9 月 24 日	吉野町中央公民館にて、町民説明会を開催し、要望のあった地区でその後説明会を開催
令和 4 年 10 月 20 日	総務文教厚生委員会にて、説明会でのご質問・ご意見について報告
令和 4 年 11 月 10 日	総務文教厚生委員会にて、2 候補地(旧吉野北小学校・吉野町中央公民館)に絞り、詳細な計画を検討することが決定
令和 4 年 12 月議会	旧吉野小学校の民間利活用及び新庁舎整備基本計画等に関する債務負担行為の予算を計上し、可決
令和 5 年 2 月 15 日	「新庁舎を旧吉野北小学校跡地に建築しないことを請求する」請願書が提出された
令和 5 年 3 月 7 日	町長記者会見において、「町として、庁舎の場所という一点のみを持って、町民を二分することは望んでおらず、不安を感じている町民の皆様の不安を払拭するため、庁舎整備については一旦白紙に戻す」と宣言
令和 5 年 3 月議会	請願書を全会一致で採択
令和 5 年 4 月 25 日	庁舎の候補地を白紙としたことにより、現庁舎の庁舎健全度調査を改めて行うことを議会に説明し、調査の結果、特に老朽化が激しいらせん階段について、7 月 20 日より通行禁止とした(→応急処置後 12 月 1 日より通行再開)
令和 5 年 9 月 7 日	総務文教厚生委員会にて、「吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会」を設置する旨を説明
令和 5 年 11 月 30 日	第 1 回審議会を開催
令和 5 年 12 月 25 日	第 2 回審議会を開催

令和 6 年 1 月 31 日	第 3 回審議会を開催
令和 6 年 2 月 27 日	第 4 回審議会を開催
令和 6 年 3 月 24 日	第 5 回審議会を開催
令和 6 年 4 月 25 日	第 6 回審議会を開催
令和 6 年 6 月 4 日	第 7 回審議会を開催
令和 6 年 7 月 10 日	第 8 回審議会を開催
令和 6 年 8 月 2 日	吉野町新庁舎整備等基本構想案答申
令和 6 年 8 月 26 日	第 1 回吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討プロジェクト会議を開催
令和 6 年 10 月 23 日	第 2 回吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討プロジェクト会議を開催
令和 6 年 11 月 21 日	第 3 回吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討プロジェクト会議を開催
令和 6 年 12 月 9 日	第 4 回吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討プロジェクト会議を開催

2. 新庁舎整備に向けた現役場の現状と課題の整理

①現役場の概要

ア. 敷地概要

現役場の敷地概要を下表に整理します。また敷地周辺のハザードマップについて下図に示し、安全性について検討しました。

表 | 敷地概要

所在地	奈良県吉野郡吉野町大字上市 80 番地の 1
敷地面積	約 1,830 m ²
用途地域	近隣商業地域
防火指定	指定なし
高度地区	指定なし
容積率・建蔽率	200%・80%
道路斜線	1.5
日影規制	4 時間 / 2.5 時間

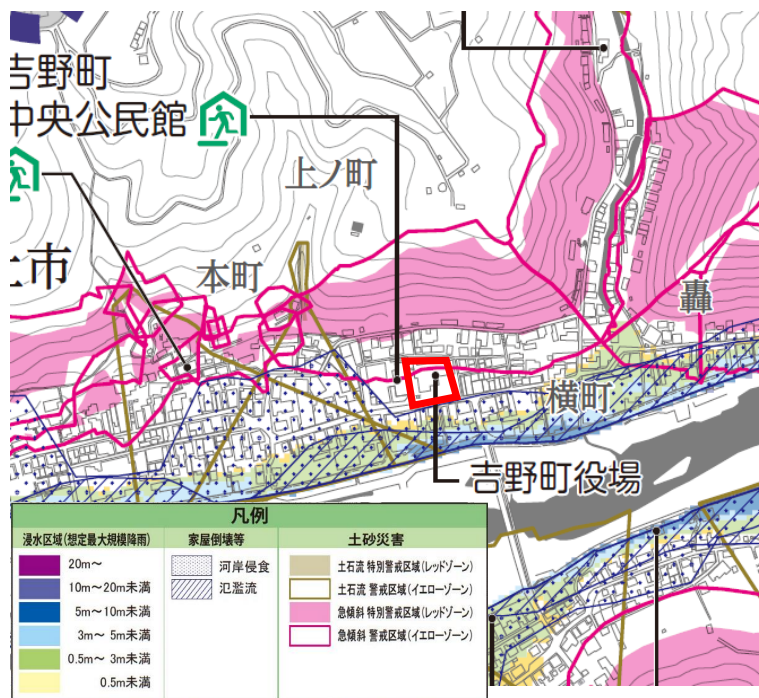


図 | ハザードマップ

・浸水想定区域外のため、流域治水対策等は不要です。

・敷地周辺に**木造家屋が密集**しており、火災・地震時に**民家延焼・倒壊**による周辺道路への影響が大きく、**緊急車両の進入路や駐車スペースの確保が困難**です。

・敷地の一部が**土砂災害・急傾斜警戒区域(イエローゾーン)**に含まれます。

イ. 接道条件

敷地の北側、東側、南側の3面で接道しています。

表 | 現役場接道条件

接道	分類	建築基準法の扱い	幅員
北側	町道	第42条3項道路	1.5～2.2m
東側	町道	第42条3項道路	約2.1m
南側	町道	第42条1項道路	5.1～5.9m

ウ. 建物概要

現役場の建物概要を下表に整理しました。

表 | 建物概要

建設年度	昭和34年(1959年)7月
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階
延床面積	1,972 m ² (役場庁舎、会議室、倉庫、機械室の合計)
耐震改修の実施有無	実施なし

エ. 耐震診断結果と評価

平成 22 年(2010 年)8 月、財団法人なら建築住宅センターによる耐震診断を実施し、下表の診断結果を受けました。

表 | 診断結果

	Is(x)	CTuSD(x)	Is(y)	CTuSD(y)
3階	0.25	0.34	0.35	0.48
2階	0.19	0.26	0.32	0.43
1階	0.18	0.24	0.28	0.38

本庁舎の構造耐震診断指標→Is(※1)≥0.75 かつ CTuSD (※2) ≥0.375

財団法人なら建築住宅センターの診断結果より、本庁舎の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性は「地震の震度及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と判断されています。

※1:Is 値(構造耐震指標)

耐震診断において、構造体の耐震性能を示す値であり、「強さ、粘り、形状、経年劣化」を考慮して算出される。一般建物については、耐震改修促進法第3条の規定に基づく指針により大規模な地震が発生した場合に倒壊又は崩壊しない耐震性能 Is 値 0.6 以上(庁舎機能は 0.75 以上)を確保しなければならない。

表 | Is 値判定基準

Is 値	耐震性
Is < 0.3	大規模な地震に対して倒壊等の危険性が高い
0.3 ≤ Is < 0.6	倒壊等の危険性がある
0.6 ≤ Is	倒壊等の危険性が低い

※2:CTuSD(構造体の粘り強さ、建築物の平面・立面形状等による耐震性能に係る指標)

主に鉄筋コンクリート造に適用される保有水平耐力に係る値。構造物によって必要な数値が設定される。

オ. 現役場の健全度調査

令和 5 年(2023 年)5 月に、下表の劣化判定基準を基に現地調査を実施し、現役場の健全度について整理しました。

表 | 劣化判定基準

不具合 (規模)レベル		程度の内容
A	劣化小	健全な状態又は特に修繕を必要としない不具合の規模
B	劣化中	対象部位の部分的な改修・更新、修繕が想定される不具合の規模
C	劣化大	対象部位の全面的な改修・更新、修繕が想定される不具合の規模

調査の結果、36 カ所の調査箇所に対し、A 判定が2カ所、B 判定が6カ所、C 判定が28カ所でした。

特に、らせん階段周辺は、C 判定の箇所が集中しており、注意が必要という指摘を受けました。

主な指摘内容は、ガラスブロックの破損があるため地震時は落下する危険があること、また柱や梁、各所の壁等の構造躯体にひび割れがあり、今後雨水等による水漏れで鉄筋が錆びることで、建物の耐力低下に繋がる恐れがあるため危険です。(下図現況写真参照)



ガラスブロック破損状況



壁のひび割れ現況

以上の現地調査結果及び建築後約65年の経過による経年劣化や耐震補強が未実施であることから、**「健全な状態であるとは言えず、全面的な改修もしくは建物を更新されることが望ましい」**と判断されています。

この調査結果を受け、特に老朽化が激しいらせん階段は、令和 5 年 7 月 20 日より通行禁止とする処置を施しました。しかし、役場の主動線であり、避難経路であることから、応急処置を施し、現在は通行を再開しています。

カ. 各課の配置状況

各課の現役場の配置状況および現在分庁舎化されている役場機能(同番号は、同じ場所に集約されていること示す)を下表に整理しました。

表 | 現役場の配置状況

階	課名称
3階	議会事務局
2階	総務課、政策戦略課、町長室、副町長室
1階	町民税務課、協働のまち推進課、産業観光課

表 | 分散配置されている役場機能

番号	施設名	課名称
1	吉野町中央公民館	生涯学習課、教育総務課、公民連携室
2	健やか一番館	長寿福祉課
3	飯貝庁舎	上水道推進室
3	美吉野環境ステーション	環境対策室
4	吉野町クリーンセンター	環境対策室
5	吉野運動公園 管理事務所	スポーツ振興室
5	カヌー競技場 管理事務所	スポーツ振興室
5	コミュニティビジョン吉野	広報広聴室
6	香束庁舎	暮らし環境整備課、農林振興室

既に一部役場機能が分庁舎化している理由は、下記の通りです。

- 1: 本庁舎にスペースが確保できないことと、吉野町中央公民館で町内外の人が利用する施設を管理しています。
- 2: 吉野病院内にあることにより、介護・福祉との連携が図りやすく、町民も役場と病院を同時に利用するため利便性が高いです。
- 3: 水道施設(令和7年度より広域化予定)と、ゴミ収集車格納庫が必要な施設の管理を行っています。
- 4: 令和5年度より直営化に伴い、一般廃棄物処理の管理運営を行っています。
- 5: 令和4年度の直営化等により、町内外の人が利用する施設の管理を行っています。また、専門的設備の設置が必要な施設の拠点としています。
- 6: 令和7年4月の水道事業の広域化に伴い、令和6年度より飯貝庁舎から拠点を移動しています。

②機能別の現況と課題

ア. 災害対策拠点

- ・ 建築から65年以上経過し、耐震工事も実施されていない建物のため、来庁する町民や事業者、働く職員の安全性や役場の機能継続に課題があります。
- ・ 災害時に通常業務を行う執務室で災害対応も行わなければならないため、別途一元的に情報共有できる広いスペースがありません。
- ・ 消防や警察、自衛隊等の関係機関やマスコミと情報共有するための連絡員待機スペースがありません。



図 | 現役場の全景



図 | 昨年6月吉野中央公民館にて実施した訓練様子

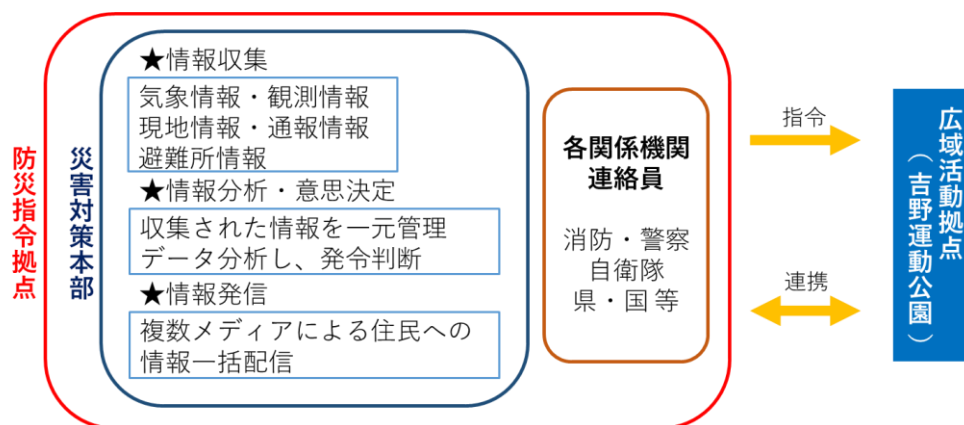


図 | 災害対策拠点のイメージ

イ. 防災設備

- ・ 災害対応の指示等は、主に電話回線を利用しており、回線が途絶えた場合、吉野町と外部の連携が取れなくなり、情報収集に支障をきたす恐れがあります。
- ・ 小型発電機以外に停電時の非常用電源がないため、停電等により電力を失った場合の電力確保の検討が必要です。
- ・ 備蓄倉庫は、現役場と離れた香束にあり、迅速な対応に懸念があるため、新庁舎の近くに備蓄物資の保管スペースを確保する必要があります。



図 | 小型発電機(現役場)



図 | 備蓄倉庫(香束)



図 | 備蓄倉庫(内観①)



図 | 備蓄倉庫(内観②)

ウ. 行政サービス

- 「行政サービスアンケート調査(令和4年8月実施)」の結果から、町民の利用機会が多いサービスは、「住民票・印鑑証明・戸籍」、「国民健康保険・国民年金」、「税金」に關することであり、これらに對應する町民税務課は現役場の1階にあります。また、「子育て、高齢、介護、障害等福祉」に關することの利用頻度も高く、長寿福祉課(健やか一番館)で對應しています。
- 高齢化率の高い吉野町は集落が点在しており、そのため、高齢者はデマンドバス等の利用や、家族等に休みを取ってもらい来庁してもらう必要があるため、町民に対する利便性に課題があります。
- 上記の課題対策の一環として、マイナンバーカードを活用した証明書の交付や各種税・保険料・公共料金等をコンビニやスマホ決済、自宅からスマートフォン等による各種行政手続きのオンライン化を現在も進めています。

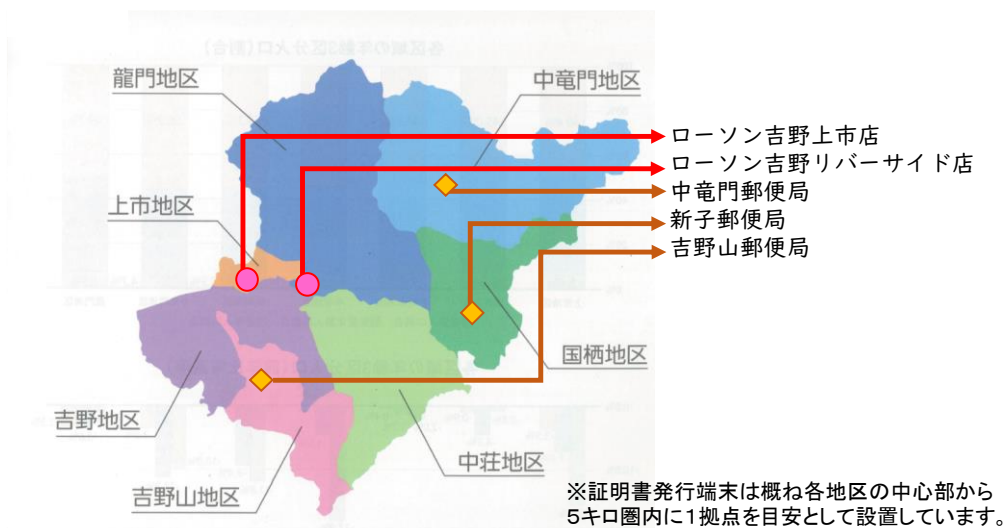


図 | 町内のコンビニ・郵便局位置図



図 | デマンドバス



図 | マイナポータル申請画面例

エ. 駐車場

- ・ 来庁者用駐車場の駐車台数が不足しています。(現役場:最大 20 台駐車可能(縦列駐車含む))
- ・ 職員用駐車場は、河川敷に停めていますが、大雨等による吉野川氾濫や浸水が想定される場合、庁舎から離れた吉野運動公園に車を移動させ、バス等でピストン輸送する必要があることから、迅速な災害対応が困難です。
- ・ 現役場の駐車可能台数は少ないため、災害時の緊急車両等の駐車スペースの確保が困難です。



図 | 来庁者用駐車場(全景)



図 | 職員用駐車場



図 | 現役場前面の南側道路状況(左:南西より現役場を望む、右:南東より現役場を望む)

③職員アンケートの整理

趣旨

審議会において、職員の人権や職場環境等も踏まえた議論をすべきとの意見が出たことを踏まえ、職員の生の声を聴くべく、職員アンケートを実施しました。

町民側のご意見については、令和4年8月に行政機能や行政サービスの向上に繋げるために実施しました「行政サービスアンケート調査」の回答及び審議会における町民の代表委員の意見に基づくものとなります。

実施期間

令和5年12月28日(木)～令和6年1月12日(金)

調査対象者

本庁舎及び出先機関に勤務する正規職員(吉野町役場内に勤務する派遣職員等も含む)
会計年度任用職員(週3日以上勤務する者に周知)

回答率

59.1%(164名中の97名) ※うち正規職の回答率62.9%(140名中の88名)

課題の整理

職員アンケートから得られた職員が抱える課題について、下記に整理します。

〈1〉ワークライフバランス

- ・ 職員の1/3が、時間外勤務が多い・休暇が取りづらい状況から、ワークライフバランスを取れていません。
⇒職員の適正配置、意識改革、事務の簡素化だけでなく、事業廃止・見直しも含めた業務のスリム化が必要です。

〈2〉町の課題解決に必要な体制

- ・ 人口減少時代において行政の取り組みだけでは限界がある。
⇒町民と職員が協働して、課題解決を行う必要があります。

〈3〉住民サービス向上のために必要なこと

- ・ 手続きがワンストップで完結できること
デジタル技術を活用したデータ共有により、課を超えた横の連携ができ、各事業の成果を最大化できます。また、できる限り庁舎が一本化することにより、全ての業務が円滑に進むことが必要です。
- ・ 町民にとってわかりやすい役場にすること

町民がどの窓口に行けば良いか、わかりやすい庁舎レイアウトにすること。また、手続き内容や説明をわかりやすいものに変える必要があります。

〈4〉職員が地域に出向き住民の悩みを聞き、課題解決と一緒に取り組むことについての課題

- ・ 現状の体制では、職員数に余裕がなく、また担当外業務について、的確なアドバイスができないままでは伝達事項や連絡事項が増え、非効率な仕組みを生み出す恐れや町民に二度手間を生じさせる恐れがあります。
- ・ デマンドバス等の公共交通手段は、今後さらに高齢化が進む中で、町民の移動手段としての役割が益々高くなると考えられます。

⇒デマンドバス等を積極的に活用してもらえるように、また、町民が役場に来やすくなるように、今以上に交通利便性を向上させる必要があります。

④継続して、議論すべき内容の整理

審議会での多角的な議論の中で、新庁舎整備を進めるとともに、継続して議論すべき内容があります。一例として、下記に示す内容について、引き続き町民や事業者、役場職員、外部の人材等で現役場が抱える課題の改善に向けた検討が必要です。

- 少子高齢化によるコミュニティーの過疎化が進む地域における「共助」への取り組みが困難になっている現状を打破するために、公助が共助をサポートできる体制の整備に向けた議論
- 町民と職員が顔の見える関係性を築くことを目指した取り組みとして、求める役場の使い方、必要な人に必要なサービスの届け方、役場と町民の接触時間を増やす手法等の観点からキーワードを掲げ、町民・職員双方が思い描く「役場のありたい姿」を共有するための議論
- 住民サービスのあり方、庁舎内における職員同士の意思疎通・交流のあり方、コンセンサス形成のあり方について、どのような形がベストなのか、今後も考え、改善を目指す議論
- 新庁舎整備と並行し、上市地区を起点とした官民連携による空き家活用事業等の具体的な各地区のまちづくり計画に向けた議論

3. 新庁舎整備の基本理念

(1) 体系図

現役場の現状と抱える課題から、新庁舎整備に求められる機能や理想像を「災害対策拠点」、「行政サービス」、「持続可能なまちづくり」の3テーマで整理します。基本コンセプト及び基本方針の各項目に対して、目指すべき庁舎像の体系図を下図に整理し、町民・事業者と連携して取り組みます。

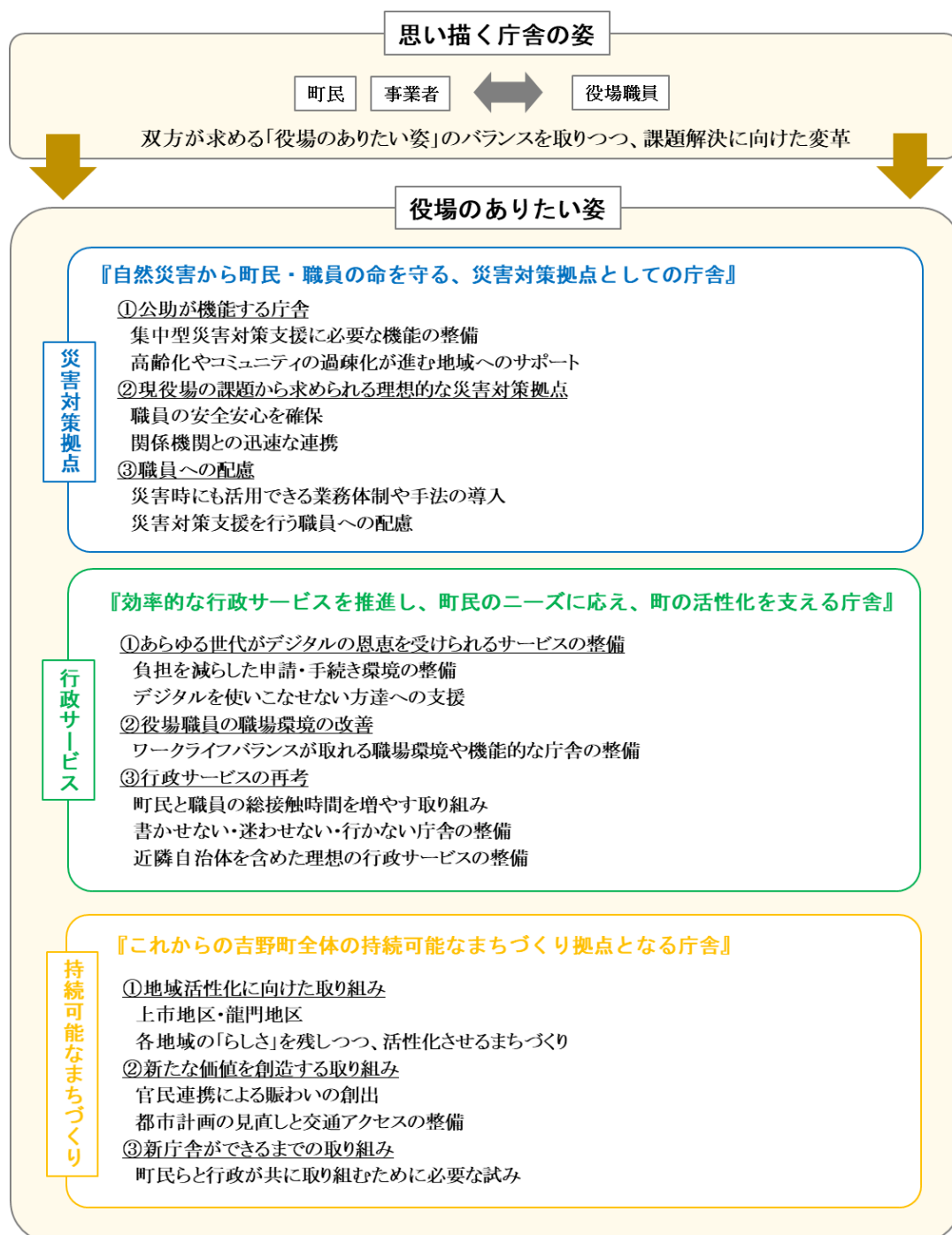


図 | 基本理念の体系図

(2) 基本コンセプト及び基本方針

I. 自然災害から町民・職員の命を守る、災害対策拠点としての庁舎

近年の地震や線状降水帯、洪水、風害等の自然災害は、激甚化する傾向にあり、最近でも、令和6年1月に「能登半島地震」が発生、8月には「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、また9月に「奥能登豪雨」が発生するなど、地域を問わず災害のリスクが高まり、災害が頻発していることから、「これまで吉野町に大きな災害がなく、被害も少なかったので大丈夫」という概念を捨てなければなりません。また共助の基盤ができ始めている地域がありますが、少子高齢化により地域の繋がりが弱体化した地域もあります。

このような社会背景や現役場の課題から、町民の命を守る役割を果たすために、職員が安全・安心に働くことができると共に、迅速な対応が可能な災害対策拠点としての庁舎整備が必要です。

しかしながら現場本庁舎は、昭和34年に竣工してから築65年が経過しており、地震災害に非常に弱く、災害対策本部としての機能継続が厳しい状況にあるため、『自然災害から町民・職員を守る災害対策拠点としての庁舎』の早期整備を目指します。

①公助が機能する庁舎

集中型災害対策支援に必要な機能の整備

- ・ 災害時における住民の手続きや通常業務を行う執務室以外の場所で、災害対策を行う支援機関が一堂に会し、対策協議するスペース
- ・ 関係機関等に情報共有する連絡員の待機スペース
- ・ 庁舎と同敷地内に緊急車両の駐車場
- ・ 団体等による災害ボランティアの受け入れスペース
- ・ 町内外と継続的かつ円滑な連携を図るための通信設備(情報収集・発信やモニター等の資機材の配備、通信環境の基盤等)
- ・ 軽油、太陽光、ガス等を燃料とする電力確保
- ・ 備蓄物資の保管スペース
- ・ 物資を輸送する車両等を止められるスペース
- ・ 過去に起きた大災害の教訓より、災害時に町民が避難する避難施設と災害対策拠点が重複しないように配慮した計画

高齢化やコミュニティーの過疎化が進む地域へのサポート

- ・ まちづくり基本条例に基づく、自主防災システム(避難訓練や近隣地区との連携等)の見直し
- ・ 上記を含む共助で補えない事柄をサポートする機能や体制の整備

②現役場の課題から求められる理想的な災害対策拠点

職員の安全安心を確保

- ・ 耐震性のある建物への移転または改修により建物の安全性を確保し、災害時においても役場機能の維持が可能な庁舎整備

- ・ 迅速な災害対応を行うために職員駐車スペースを庁舎敷地内または近隣に確保

関係機関との迅速な連携

- ・ 限られた職員数で通常業務を継続するためにサービスの優先順位を決める等の BCP※² (Business Continuity Plan) 計画の策定

③職員への配慮

災害時にも活用できる業務体制や手法の導入

- ・ 災害時、役場に参集できない職員が生じる状況下で、業務の継続が必要な場合に備え、平時からリモートワークや在宅勤務等を導入し、災害時にも業務が遂行できるか実験的な検証

災害対策支援を行う職員への配慮

- ・ 通常業務と並行して、災害対策業務を行わなければならない、職員の健康やメンタルケアに配慮した体制の整備
- ・ 執務室以外に危機対応が可能なスペースや情報収集・発信、電力確保、備蓄物資の保管等必要な機能を備えた庁舎整備

※2 災害、システム障害など危機的状況下に置かれた場合でも重要な業務が継続できる方策を用意し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

Ⅱ. 効率的な行政サービスを推進し、町民のニーズに応え、町の活性化を支える庁舎

集落が点在する吉野町は、高齢化や人口減少の問題に直面しており、役場に用事がある町民の負担を軽減するため、庁外手続きの導入を進めていますが、デジタル技術も活用した町民に向けたサービスの利便性向上や業務の抜本的な見直しを実現する行政サービスの変革が必要です。

しかしながら、デジタル技術の推進のみが先行すると、かえって対応する職員の業務量が増え、時間外勤務を増加させる恐れがあります。そのため、デジタルへの投資だけにコストを注ぎ込むのではなく、余計な仕事を省き、人件費を削減する等、業務の最適化を行うことで、働く職員がやりがいを感じられる仕事に就き、充実した行政サービスの提供が可能となります。

また、デジタルに不慣れな人や利用が困難な人がいる前提で行政がサポートしながら、あらゆる利用者がデジタル技術の恩恵を受けられる取り組みが求められます。

以上の課題より、これからの行政サービスは、業務の取捨選択や運用方法の簡素化に取り組み、町民と職員が顔を合わせて、地域の課題や相談ができる体制づくりが必要なため、『効率的な行政サービスを推進し、町民のニーズに応え、吉野町の活性化を支える庁舎』を目指します。

①あらゆる世代がデジタルの恩恵を受けられるサービスの整備

負担を減らした申請・手続き環境の整備

- ・ 高齢者や就業者等の役場へ出向く負担を減らすために、郵便局やコンビニの交付システムや各種税、保険料のコンビニ支払い・スマホ決済の導入及び周知徹底
- ・ 子育て・介護に関するオンライン手続きの拡充
- ・ 個人情報管理のセキュリティーのさらなる向上、部署間のデータ共有や連携の推進
- ・ 分庁舎化された役場機能による、不便さを補完するデジタル技術の導入
- ・ オンライン申請やリモート窓口を活用した、役場に行かなくても住民サービスを受けることができる体制の構築

デジタルを使いこなせない方々への支援

- ・ あらゆる利用者がデジタル技術の恩恵を受けられるようにサポート職員を配置
- ・ デジタル化により吉野町との繋がりやスマホ教室のような配慮を感じられる催しの計画

②役場職員の職場環境の改善

ワークライフバランスが取れる職場環境や機能的な庁舎の整備

- ・ 適正な職員配置、意識改革の実施
- ・ 業務の効率化及び事業撤退等による業務全体のスリム化
- ・ 子育てやダブルケア等の状況下にある職員が安心して働き続けられる職場環境の整備
- ・ 職員間のコミュニケーションを図るスペースの確保
- ・ 課や係間の連携強化を目的としたデジタル技術の導入
- ・ オープンフロアを基本とした明るい執務空間

- ・ 職員と利用者(町民や事業者等)の動線の明確な区分
- ・ 拡張性があり、多用途に使用できる会議室の設置
- ・ 職員の福利厚生及び災害対応に配慮した更衣室やシャワー室等の設置
- ・ 閉庁日や夜間を含め個人情報や行政情報の適切な管理が可能なセキュリティー対策
- ・ 円滑な議会活動に向けた事務局と議場の効率的な配置

③行政サービスの再考

町民と職員の総接触時間を増やす取り組み

- ・ 各地域担当職員と町民が顔を合わせて、対話する時間を確保し、地域が抱える課題解決に取り組む体制を整備
- ・ 新庁舎を単なる手続きの場とするのではなく、地域課題を解決するスペースとして整備

書かせない・迷わせない・待たせない庁舎の整備

- ・ 手続きのワンストップ化やわかりやすい窓口レイアウト
- ・ マイナンバーカードの活用による記入手間の省略化及び時間削減
- ・ 一般来庁用(福祉車両を含む)や公用の駐車場を庁舎と同敷地内に確保
- ・ 広く、明るい室内空間や町民のプライバシーが守られる相談室や待合室の設置
- ・ 清潔なトイレの設置やバリアフリーを考慮した庁舎の整備
- ・ 気軽に立ち寄り、相談しやすく、夢や希望を持てるような庁舎の整備
- ・ 来庁が必要な方に対し、デマンドバスの活用等による交通利便性の向上

役場に来庁しなくても交付申請手続きができる行政サービスの整備

- ・ 郵便局やコンビニ等の活用推進による利便性の確保・向上を目指す。

近隣自治体を含めた理想の行政サービスの整備

- ・ 広域的な観点から、近隣自治体と連携が取りやすいサービスの整備
- ・ 既製のシステムをカスタマイズせずに使うことによる業務の合理化

Ⅲ. これからの吉野町全体の持続可能なまちづくり拠点となる庁舎

地方都市を中心に人口減少が進んでいる中、吉野町の人口減少は全国的にみても極めて深刻な状況です。しかし吉野町は、林業や製材業、観光が盛んで、吉野川や吉野杉、吉野山、大峯奥駈道、宮滝遺跡、手漉き和紙、吉野葛等、吉野町を象徴するシンボルがあります。また、史跡が多く、歴史的にも開発ポテンシャル(将来の可能性)が高いこと、また、クリエイティブ(個性的な発想・表現ができる)な人や外国人を引き込む要素を持っています。

さらに新庁舎移転を契機に、上市地区を起点とする吉野町全体の持続可能なまちづくり計画のもと、町民の暮らしを豊かにすると共に、関係人口や移住・定住者増加につながることを目指し、吉野町全体の活性化に取り組みます。また、旧吉野北小学校跡地(以下、「旧吉野北小学校」)の周辺地域は、市街化調整区域であり、新たな開発が困難なため、旧吉野北小学校を拠点とした地域の活性化やクリエイティブな人材を呼び込む里づくりを進めます。併せて、5年後、10年後を見据え、都市計画の見直しと交通の利便性について検討します。

以上の内容を踏まえ、行政が主体となり、町民や民間事業者と連携して、『これからの吉野町全体の持続可能なまちづくり拠点となる庁舎』を目指します。

①地域活性化に向けた取り組み

上市地区

- ・ 空き家を店舗や宿泊施設、工房、事務所等に活用し、集客し、新たな移住者の促進や新たな産業を興すと共に、旧吉野小学校跡地の利活用を含めた上市地区中心のまちづくり計画を新庁舎整備とあわせて立案
- ・ 上市地区は吉野町を象徴する町の玄関口であり、役場の有無に関わらず、歴史・自然・観光資源で大きなポテンシャルを有していることを勘案し、中央公民館を活用した新たなコミュニティ政策の立案と新たな事業者や居住者の拠点であるコワーキングスペース(YOSHINO GATEWAY)の更なる活性化支援

龍門地区

- ・ 上市地区同様の空き家利活用や体験ファームが可能な滞在施設の企画・運営等、旧吉野北小学校を拠点とする里づくり計画の立案
- ・ 旧吉野北小学校を町民の交流を促すような新たな土地利用を目指し、積極的に国や県と連携していく地域コミュニティセンター等、複合施設として活用することも見据え、町民に喜んでもらえる施設スペースの確保(施設の検討にあたっては、具体的な使用計画を立案し、複合施設の実現にむけて積極的に取り組みます。)

各地域の「らしさ」を残しつつ、活性化させるまちづくり

- ・ 上市地区・龍門地区に限らず、吉野町全体のまちづくりに調和した、都市計画、空き家利活用事業、景観保護等の観点で各地域の特色を活かしたコンセプトづくり
- ・ 各地区の活性化を目的として、職員が通常業務と地域支援を兼ねる等のマルチワークな働き方の

検討

②新たな価値を創造する取り組み

官民連携による賑わいの創出

- ・ 空き家利活用事業について、民間の力を活用した官民連携による賑わいのあるまちづくり計画
- ・ 空き家利活用事業における違法建築等に注意し、用途変更を行うためのバックアップ体制やリスク管理の整備
- ・ 限定的な雇用や従来型の雇用ではなく、地域の文化に根差した人材(地域に賑わいを生み出す人や移住・定住に結びつくような人材)を受け入れる体制

都市計画の見直しと交通アクセスの整備

- ・ 市街化調整区域内にある旧吉野北小学校の将来的な用途地域の変更も見据えた都市計画の見直し・検討
- ・ 近隣市町村と連携し、県や国に対して、道路の拡幅・誘致等に向けた継続的な提言

③新庁舎ができるまでの取り組み

町民らと行政が共に取り組むために必要な試み

- ・ 町民の他に、外部の人材(町外で暮らす人やクリエイティブな人達等)がまちづくりに参加可能なシステムを構築
- ・ 他自治体のまちづくり技術(=人と人との組合せや企画を立てて、実行していく技術)から各地域が持つポテンシャルを最大限に引き出す手法を検討

4. 新庁舎の整備候補地の絞り込み

(1) 候補地の絞り込み

審議会では、これまでの検討経緯から、①旧吉野北小学校跡地、②上市地区（現役場跡地+吉野町中央公民館）、③旧吉野小学校跡地が候補地として挙げられましたが、

- ・ ③旧吉野小学校は民間活用が決定しており、候補地の対象外であること
- ・ 新庁舎は①旧吉野北小学校跡地と②上市地区の2候補地であること

を共通認識として、いずれが移転候補地として望ましいか議論されました。

また、庁舎が分散化した場合、移転先に必ずしも現役場と同等の面積が不要となり、よりコンパクトな庁舎整備ができることも考えられるため、2候補地を除く、町内で活用可能な遊休施設について、面積を問わずリストアップされました。

以上、審議会からの答申を踏まえ、候補地の絞り込みを行いました。

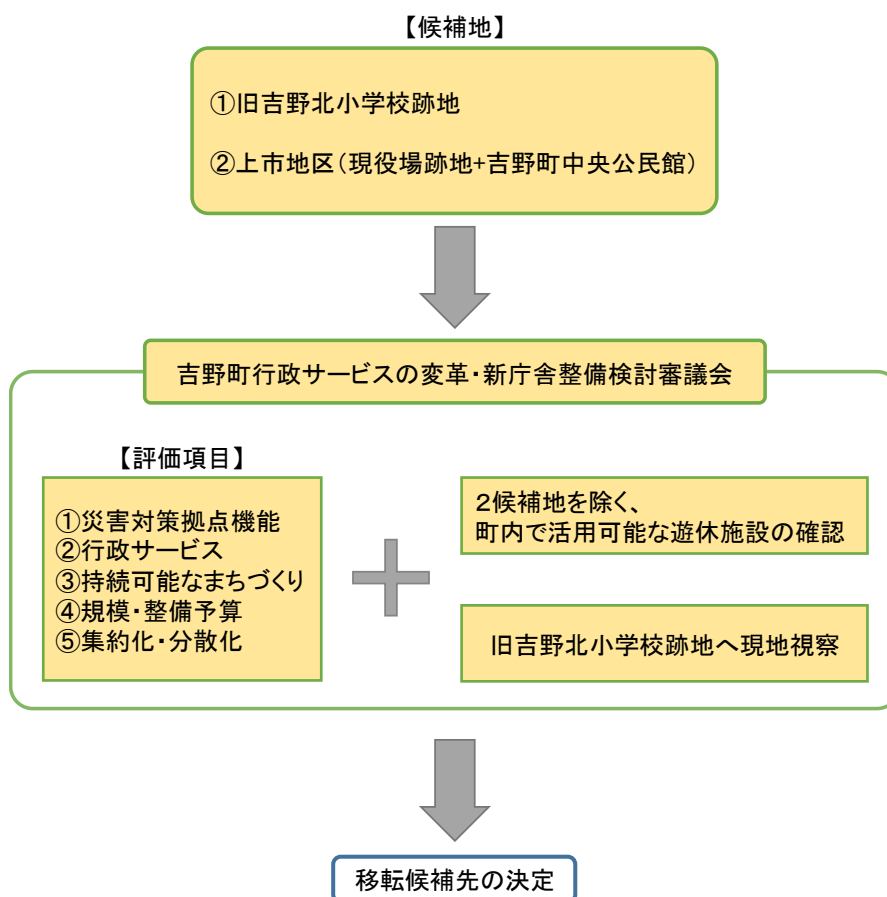


図 | 移転候補先の決定までの流れ

（２）各候補地の概要

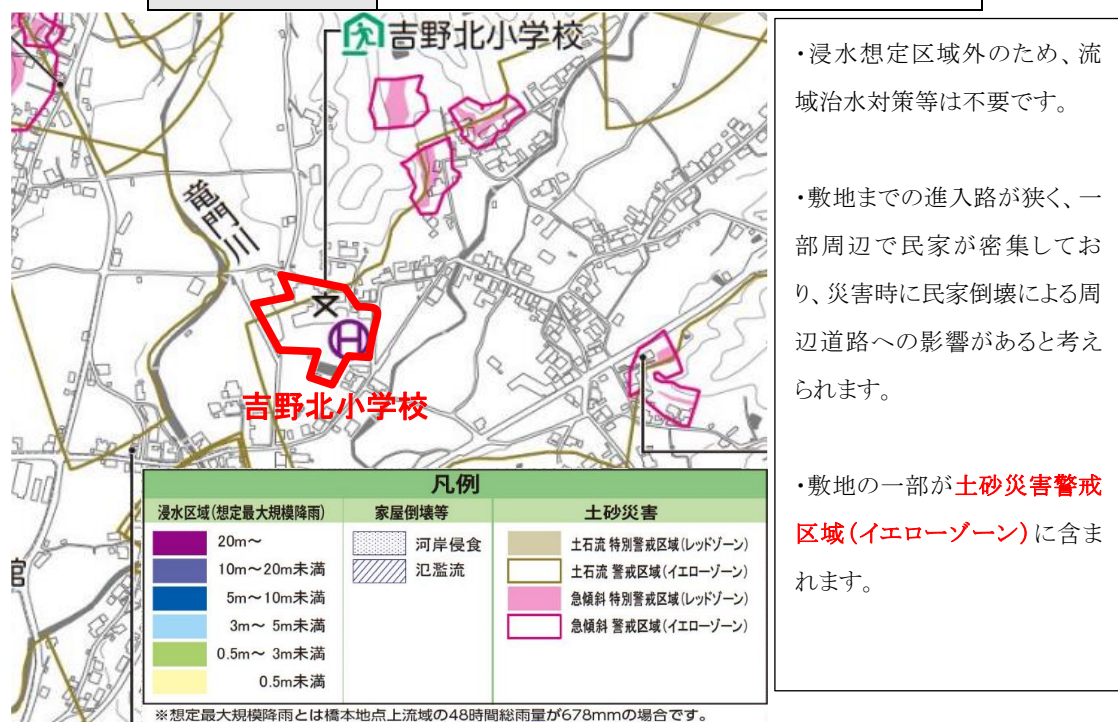
①旧吉野北小学校跡地

ア. 敷地概要

旧吉野北小学校の敷地概要を下表に整理します。また敷地周辺のハザードマップについて下図に示し、安全性について検討します。

表 | 敷地概要

所在地	奈良県吉野郡吉野町平尾 87
敷地面積	約 11,907 m ² (建物敷地 5,257 m ² 、運動場 6,650 m ²)
用途地域	(市街化調整区域)
防火指定	指定なし
高度地区	指定なし
容積率・建蔽率	400%・70%
道路斜線	1.5
日影規制	4 時間 / 2.5 時間



イ. 接道条件

敷地の北側、東側、西側の3面で接道しています。

表 | 現役場接道条件

接道	分類	建築基準法の扱い	幅員
北側	町道	未確認	4.2～4.9m
東側	町道	未確認	約 4.0m
西側	町道	未確認	3.4～4.9m

ウ. 建物概要

旧吉野北小学校の建物概要を下表に整理します。

表 | 建物概要

建設年度	北棟:昭和 56 年(1981 年)1月 南棟:平成 15 年(2003 年)12 月 体育館棟:平成 17 年(2005 年)3 月
構造	北棟、南棟:鉄筋コンクリート造 体育館棟:木造
階数	北棟、南棟:地上2階 体育館棟:地上 1 階
延床面積	3,843 m ² (教室棟、給食室、教室棟2、体育館棟の合計)
耐震改修の実施有無	北棟:耐震補強を実施 南棟、体育館棟:築 20 年未満

②上市地区（現役場跡地+吉野町中央公民館）

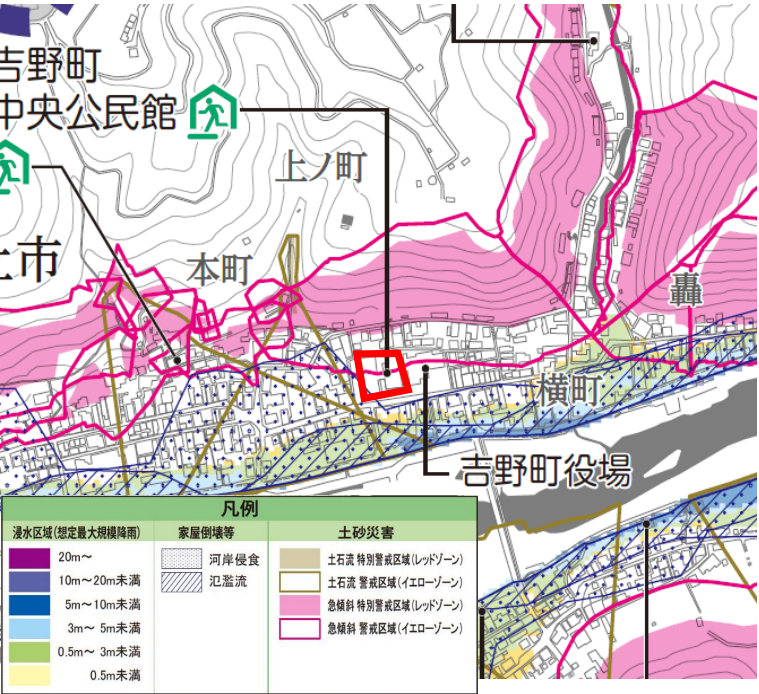
現役場の敷地及び建物概要(P.14～参照)及び吉野町中央公民館の概要を下記に整理します。

ア. 敷地概要

吉野町中央公民館の敷地概要を下表に整理します。また敷地周辺のハザードマップについて下図に示し、安全性について検討します。

表 | 敷地概要

所在地	奈良県吉野郡吉野町大字上市 133 番地
敷地面積	約 2,300 m ²
用途地域	近隣商業地域
防火指定	指定なし
高度地区	指定なし
容積率・建蔽率	200%・80%
道路斜線	1.5
日影規制	4 時間 / 2.5 時間



(現役場に準ずる。以下同文)
・浸水想定区域外のため、流域治水対策等は不要です。

・敷地周辺に**木造家屋が密集**しており、火災・地震時に**民家延焼・倒壊**による周辺道路への影響が大きく、緊急車両の**進入路や駐車スペースの確保が困難**です。

・敷地の一部が**土砂災害 急傾斜警戒区域(イエローゾーン)**に含まれます。

図 | ハザードマップ

イ. 接道条件

敷地の北側、西側、南側の3面で接道しています。

表 | 現役場接道条件

接道	分類	建築基準法の扱い	幅員
北側	町道	第42条3項道路	1.5～2.2m
西側	町道	第42条3項道路	約1.9m
南側	町道	第42条1項道路	5.1～5.9m

ウ. 建物概要

吉野町中央公民館の建物概要を下表に整理します。

表 | 建物概要

建設年度	昭和48年(1973年)
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上5階
延床面積	3,710 m ²
耐震改修の実施有無	耐震改修を実施

5. 整備予算

(1) 試算整備コストの比較

昨今の物価上昇状況等を見込んだ新庁舎整備コストの定量的なデータとして、①旧吉野北小学校を改修し、移転した場合と、②現役場敷地に建て替えた場合の2ケースを比較し、下表に整理します。

旧吉野北小学校の延床面積は、南棟と北棟の合計面積で、現役場の延床面積1,972㎡より多い3,089㎡となっています。これは、そもそも現役場の延床面積が狭く、災害対応スペース、執務環境、会議室・相談室が不足していることと、住民の待合室やコミュニティスペースを確保するという審議会の意向を考慮し、旧吉野北小学校全てのスペースを活用することを前提としています。

表 | コスト比較表

庁舎場所	整備コスト(千円)	整備内容	年間ランニングコスト(千円)	面積(㎡)
旧北小改修	1,393,224	①設計、②旧吉野北小学校改修、 ③現庁舎解体	26,124/年	3,089
庁舎建替	2,149,156	①設計、②中央公民館(仮庁舎)改修、 ③現庁舎解体、④新庁舎新築	16,677/年	1,972

整備コスト：上記「整備内容」に係る費用の総額

年間ランニングコスト：年間の光熱水費・維持管理費の総額

※1:あくまで試算コストとなることから、延床面積(㎡)×単価(円)で整備コスト・ランニングコストを積算しています。

※2:別途移転費が発生します。

※3:水光熱費は、現在の単価基準で算出しており、今後の社会情勢の変化に伴って単価は変更になります。

※4:新たな機能(自家発電機等)に係る費用は含んでいません。

※5:周辺の道路整備等の付帯工事費は含んでいません。

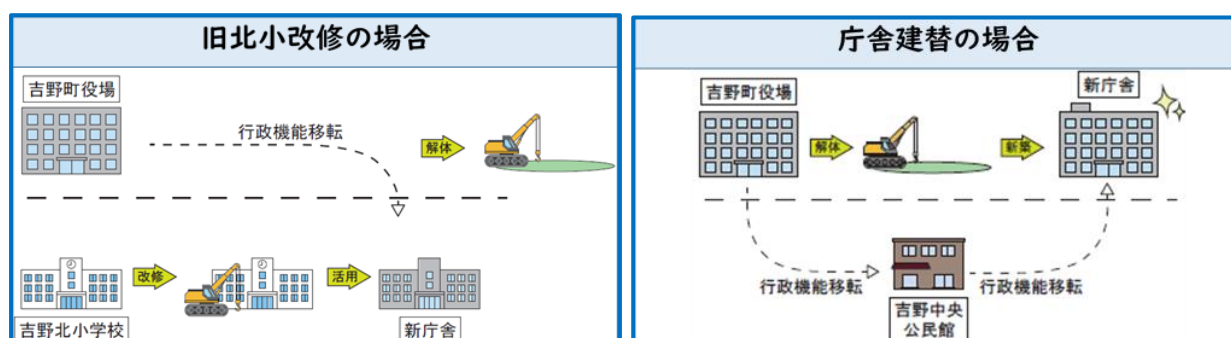


図 | 比較ケースのイメージ図

(2) 整備予算の考え方

なお、実際の整備にあたっては、必要なスペース・機能を精査します。また、整備に係る事業費については、今後、設計段階を経て定まっていきますが、審議会委員からの意見も踏まえ、限られた予算の中でライフサイクルコストをできるだけ抑え、未来の世代に極力負担が残らないよう、予算を算定します。

(3) 財源

財源について、現在新庁舎の整備に係る補助金等は見込まれませんが、今後の国や県の動向を注視し、活用可能な財源があれば、積極的に確保するように努めます。また、町の取り組みとして、引き続き、庁舎整備基金の積み立てに取り組めます。

新庁舎への防災施設・設備の整備に係る財源については、元利償還金の70%が地方交付税として町に交付される「緊急防災・減災事業債」の活用が考えられますが、同債は令和7年度までの時限措置であるため、早急な整備が必要となります。

【整備予算に関する審議会委員の意見】

- 次の世代に関わる重要な課題であり、複数のアイデアによるコスト比較において、慎重に進める必要がある。
- 将来に多くの負債を残している現状から、今ある施設を活用し、庁舎とすることが大事である。分庁舎化による維持コスト負担も考慮し、集約できる課は新庁舎整備を契機に集約するべきである。
- 一過性の総額コストだけではなく、どのような財源がどのように充てられるかについて、引き続き可能な限り提示していただきたい。
- 令和5年1月1日現在の吉野町の人口ピラミッドを見ると、年金生活者に近い60歳以上（私の自治会では、60歳で皆、2度目の仕事に就いている）が約60%であり、吉野町の0歳～29歳の人口は70歳～74歳の人口がとほぼ同じである。少子高齢化が著しい吉野町では、新庁舎整備において、できるだけ次の世代に負債を残さないようにしていただくとともに、吉野町の将来に希望が持てるように、5年、10年先を見据えた、吉野町の再生と新しい価値の創造に取り組んで欲しい。
- 旧吉野北小学校を新庁舎として整備するにあたり、現存する施設・設備をできるだけ使用し、整備費用は極力最小限に抑制すべきである。

6. 新庁舎の整備方針と機能

少子・高齢化が進む中、持続可能なまちづくりの実現のためには、将来を見据えながら、積極的に国や県と連携し、広域的な視点で行政運営を行い、命を守る備え、きめ細やかな住民サービスの提供、魅力あるまちづくりが可能となる庁舎整備が必要となります。

庁内では、審議会において議論された内容を踏まえ、現在の本庁舎、分庁舎に置かれている役場機能を整理し、現時点で町として考え得る新庁舎の業務・機能及び分庁舎の考え方等について検討しました。

議論の結果、「災害対策拠点機能」、「行政サービス」、「持続可能なまちづくり」、「規模・整備予算」、「集約化・分散化」及び「整備の迅速化」、「町有財産の有効活用」の観点で、旧吉野北小学校跡地を本庁舎とし、町中央公民館に庁舎の一部機能を整備する結論に至りました。

(1) 新庁舎に移転すべき業務

- ・現在の本庁舎の業務については、複数の目的で役場へ来庁される方へできる限り少ない来庁時間でサービスを提供する観点から、原則新庁舎へ移転する方向で検討を進めます。
- ・また、現在の分庁舎で行われている業務で、新庁舎に移転しても住民サービスへの支障が少なく、庁内連携の観点からも新庁舎において業務を行うことが適当と考えられる所属の業務について、新庁舎へ移転する方向で検討します。

政策戦略課(公民連携室含む)、総務課、町民税務課、暮らし環境整備課(香束庁舎)、教育総務課、生涯学習課、議会

(2) 現在の庁舎(分庁舎)に残すべき業務

- ・現在の分庁舎に置かれている業務で、立地、設備等の関係で引き続き分庁舎において業務を行うことが適当と考えられる下記の所属の業務については、現在の庁舎で業務を継続する方向で検討します。

長寿福祉課(健やか一番館)、上水道推進室(飯貝庁舎:R7年4月より奈良県広域水道企業団へ移行)、環境対策室(美吉野環境ステーション、吉野町クリーンセンター)、スポーツ振興室(吉野運動公園管理事務所、カヌー競技場管理事務所)、広報広聴室(コミュニティビジョン吉野)

(3) 上市地区に置くべき業務・機能

- ・(1)において、現在の本庁舎の業務は原則新庁舎への移転としましたが、今後の役場の機構改革も踏まえ、これからの上市地区を起点としたまちづくりを進める上で、地域住民、関係機関・団体等との連携を考慮し、上市地区に置くべき業務、行政機能を吉野町中央公民館等に置く方向で検討を進めます。また、住民サービスの窓口機能の設置もあわせて検討します。

協働のまち推進課、産業観光課、町民税務課(一部窓口業務)

(4) 新たに必要な機能等

・審議会の意見も踏まえ、設計にあたっては、現在の庁舎にはない機能で、新庁舎において整備が求められる機能等を整理し、整備を進めます。

- ①防災機能(自家発電機、災害対策拠点スペース、庁舎と同敷地内の十分な駐車場等)
- ②町民の交流スペース
- ③職員の職場環境の改善につながるスペース
- ④新庁舎へのアクセス手段の強化(公共交通機関の充実)
- ⑤その他必要な機能等

(5) 新庁舎への移転に伴う住民サービスの維持・向上

・新庁舎への移転により行政サービスが低下することのないよう、デジタル技術も活用した、負担を減らした申請・手続き環境の整備、オンライン申請やリモート窓口を活用した、役場に行かなくても住民サービスを受けることができる体制の構築を進めます。

7. まとめ

吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会が全8回開催され、審議会の委員の皆様から令和6年8月2日に答申を受け、その後、役場職員でプロジェクトチームを立ち上げ、議論を尽くし、吉野町としての「新庁舎整備基本構想」を策定しました。

近年、多発する豪雨災害・異常気象など激甚化する災害、また、30年以内に70～80%の確率で発生するとされている南海トラフ地震に備える必要がある等、これら自然災害から住民の命・財産を守るうえで、行政は最後の砦となります。

また、吉野町は全国的にみても人口減少・高齢化の進展が早いため、労働力不足や生活基盤の維持が困難となってくるため、地域経済を循環させることが大変重要となります。

これらのことから新庁舎を旧吉野北小学校へ、まちづくりの推進を主眼においた庁舎機能を吉野町吉野中央公民館へ、という2つの大きな拠点を置き、2つの拠点を軸に、吉野町の地域全体の流れを変え、人と経済が循環するまちの実現を目指します。

加えて、新庁舎への移転により行政サービスが低下することのないよう、デジタル技術も活用し、役場に行かなくても住民サービスを受けることができる体制の構築を進めていきます。

各地域の特色を生かした地域のまちづくりを推進することはもちろん、それぞれの地域間がつながり、連携しながら、吉野町全体のまちづくりの推進につながる庁舎整備を進めて行きたいと考えております。